

○養老公園の指定管理者募集に関する質問及び回答

NO	質問の対象	質問内容	回答
1	募集要項 5 第 2 募集の内容 1 指定管理者が行う業務の範囲 2 自主事業の提案について	自主事業とは、「1 指定管理者が行う業務の範囲」以外のものは全て自主事業との考え方でよいのでしょうか？	今回公表している募集要項において、自主事業とは、指定管理業務の範囲外で、公園の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用（要綱等により、指定管理者以外の者が当該費用を負担すべきこととされている場合を除く。）と責任において実施する事業をいいます（募集要項 5 第 2 募集の内容 2 自主事業の提案について）。 また、自主事業の内容は、収益事業の有無を問いません（仕様書 10 4 自主事業について）。
2	仕様書 5～6 2 管理の基準 (1 3) 県と指定管理者とのリスク分担	仕様書 6 に「(※1) 指定管理者は、リスク分担にかかわらず、自らの申し出により、自己の費用と責任において、県の承認を得た上で…実施することができる。」と記載があります。 前回の養老公園指定管理者募集要項 4 ページに、※1 管理施設の修繕については「① 管理施設の修繕については、…1 件につき 60 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとします。」と記載があります。 前回と今回の「自己の費用と責任」の違いを教えてください。	ご質問の「自己の費用と責任」に意味の違いはありません。
3	仕様書 5～6 2 管理の基準 (1 3) 県と指定管理者とのリスク分担	1 箇所当たり 60 万円以上の修繕を指定管理者が実施する際に県に承認を得るのは理解できますが、今回は、指定管理者が緊急（利用者の安全に係る）を要する修繕（1 箇所当たり 60 万円以上）であっても、自己の費用（私費）と責任で実施するのでしょうか？ 今回の自主事業の提案＝自己の費用と責任と同じ考え方でよいのでしょうか？	ご質問の前段の「自己の費用と責任」とは、指定管理業務の範囲内で修繕を行う場合のことを意味します。1 箇所当たり 60 万円以上の修繕を指定管理者が実施した場合、県がその費用を負担することはありません。 ご質問の後段の「自己の費用と責任」とは、指定管理業務の範囲外（自主事業）における「自己の費用と責任」を意味します。 よって、ご質問の前段と後段の「自己の費用と責任」の意味は、異なります。
4	募集要項 1 3 第 4 申請に係る事項 2 申請手続 (4) 申請書類の受付 オ 提出部数	募集要項 (p13) 「オ 提出部数」ですが、正本1部と副本20部となっていますが、副本は正本のコピーでよいのでしょうか。また、提出書類の製本方法ですが、何か指定はあるのでしょうか？	副本は、正本のコピーで結構です。 提出書類の製本方法は、申請者にお任せします。

○養老公園の指定管理者募集に関する質問及び回答

NO	質問の対象	質問内容	回答
5	仕様書 1 2 別表 1	指定管理者は、別表 1 の管理施設のみ、施設管理すればよいという認識でよいのでしょうか？	別表 1 に掲げる施設は、養老公園内の代表的な公園施設になります。これ以外にも園路やベンチ等園内にある公園施設（都市公園法第 5 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者（指定管理者の指定を受けた団体を除く。）が設置、管理又は占有する施設を除く。）が指定管理者の管理すべき施設となります。 また、今後、県が公園施設を整備した場合、当該施設を指定管理者が管理する施設に含む場合があります。 当該施設の管理方法等については、県と協議をお願いします。
6	添付資料（1）養老公園現況平面図	管理区域について、養老の滝上流部まで続いているようですが、養老の滝までが管理区域という認識でよいのでしょうか？	管理区域は、養老の滝から上流部約 5 0 0 m の範囲を含みます。
7	仕様書 3 2 管理の基準 (2) 利用料金	現行では、こどもプールの利用は無料となっていますが、こどもプールの利用に関して有料とすることは可能でしょうか。 こどもプールについて、現行のプール利用とは異なる、新たな利用の提案は可能でしょうか。	こどもプールは、岐阜県都市公園条例に定める有料公園施設ではありませんので、有料とすることはできません。 こどもプールは、夏季においてはプールとして利用してください。ただし、夏季以外の時期において、こどもプールの新たな利用方法を自主事業として提案していただくことは可能です。
8	募集要項 9 8 留意事項 (5) 自主事業の提案内容について	募集要項 P5 「2. 自主事業の提案について」や募集要項 P9 「(5) 自主事業の提案内容について」の中で、「(ウ) 用途の変更を施した場合は、指定期間満了後、当該変更後の原状において、県に無償で引き渡していただきます。」と記してあります。そこで、以下の項目について質問いたします。 こどもの家やレストハウスについて、「用途の変更」とは、具体的にどのような内容を指しているのか？ また、「用途の変更」に該当しないものは、指定管理期間満了後どのような扱いとなるのか？	ご質問の「(ウ) 用途の変更を施した場合は、指定管理期間満了後、当該変更後の原状において、県に無償で引き渡していただきます。」とは、指定管理期間満了後、ただちに原状に回復していただくことを原則としますが、原状に回復することが不都合な場合に県に無償で引き渡していただくことを規定しています。 「用途の変更」とは、厨房を売店として使用するために必要な改修を行うなど現状の用途と異なる用途に変更することです。 「用途の変更」に該当しないものは、指定管理期間満了後、施設を現状に回復していただきます。ただし、現状に回復することが不都合な場合は、県に無償で引き渡していただきます。

○養老公園の指定管理者募集に関する質問及び回答

NO	質問の対象	質問内容	回答
9	募集要項 9 8 留意事項 (5) 自主事業の提案内容について	<p>「用途の変更」に該当しない施設の所有権は、指定期間中は当社に帰属すると思いますが、この資産の法定耐用年数が長い場合、仮に当社が次々期も指定管理者となった場合でも、当該期間中に全て償却すべく指定管理料の中で精算する考え方でよいでしょうか？</p>	<p>引き続き指定管理者となった場合は、当該施設を県に引き渡していただく必要はありません。</p>
10	募集要項 5 第2 募集の内容 1 指定管理者が行う業務の範囲 仕様書 8 3 指定管理業務の内容 (2) 企画運営業務	<p>募集要項 (p5) の「1 指定管理者が行う業務の範囲」及び、仕様書 (p8) の「(2) 企画運営業務」の中には、「指定管理者は公園利用の促進に寄与するため・・・公園の利用者のニーズの高い事業を自主的に企画し、実施すること。」とあります。</p> <p>「公園の利用の促進」、「利用者のサービス向上」、「公園管理運営を通じて行う地域の活性化」のために実施する広報及びイベントに関する業務は全て「指定管理者が行う業務の範囲」との理解し、指定管理料の中に含まれているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>指定管理者が行う広報やイベントについて、「公園の利用の促進」や「地域連携」に資するものであれば、その経費は、指定管理料を充てていただくものです。</p>